

社会福祉法人の固定資産税その 1

1.固定資産税とは

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在の土地、家屋及び償却資産（これらを「固定資産」といいます。）の所有者に対し、その固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村が課税する税金です。

2.固定資産税の対象となる資産

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

償却資産は土地及び家屋以外の、事業の用に供することができる資産を言います。

耐用年数 1 年未満又は取得価額 1 0 万円未満の償却資産で損金算入したもの、取得価額 2 0 万円未満で 3 年間の一括償却をしたもの、リース資産で取得価額が 2 0 万円未満のものなど、少額資産にあたる資産は除かれます。

無形減価償却資産と、自動車税・軽自動車税の対象となる原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪小型自動車は除かれます。

中小企業者については、取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合に、損金算入できる措置が講じられておりますが、この特例措置は租税特別措置法による国税（法人税・所得税）に関する制度ですので、固定資産税（償却資産）では適用されません。

したがって、この特例により損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告が必要となります。

3.固定資産税の納税義務者

固定資産税の納税義務者は 1 月 1 日の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方です。

具体的には次のとおりです。

土地

登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている方

家屋

登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている方

償却資産

償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

4.社会福祉法人の固定資産税

以上のとおり原則では社会福祉法人であろうとも固定資産税が課税されることとなります。しかし、「地方税法第 348 条」において（固定資産税の非課税の範囲）について書かれています。

そこには「地方税法 348 条 2 項」に列挙されている固定資産に対しては固定資産税は課することが出来ないと定められています。

この内容につきましては社会福祉法人の固定資産税その 2 でふれます。